

三重県令和5年度第1回公募公債（グリーンボンド）
募集委託契約証書

三重県（以下「甲」という。）は、三重県議会の議決にもとづいて、三重県令和5年度第1回公募公債（グリーンボンド）総額●●億円（以下「本公債」という。）を発行し、株式会社●●銀行（以下「乙」という。）に本公債の募集および本公債に係わる事務の取扱を委託することにつき、甲乙間に本契約を締結する。

第1章 募集の委託

（募集の委託）

第1条 甲は、一般行政経費に充当するため、令和●年●月●日に本契約証書末尾添付の発行要項（以下「発行要項」という。）により本公債を発行し、乙はその総額の募集の委託を受ける。

（募集の受託会社の権限）

第2条 乙は、本公債の債権者のために本公債の弁済を受け、または債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上もしくは裁判外の行為をなす権限を有する。

（引受並びに募集の取扱い）

第3条 本公債の引受け並びに募集の取扱いは、発行要項第●項の引受並びに募集取扱会社において共同してこれを行うものとし、その引受並びに募集の取扱方法、引受料等は、その他は別にこれを定める。

（払込金の交付）

第4条 乙は、令和●年●月●日に本公債の払込金を甲に交付する。

（債権者への通知公告）

第5条 本公債に関し債権者に通知する場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除いては、官報及び三重県公報にこれを掲載することにより公告する。

第2章 公債にかかる事務の委託

（事務の委託）

第6条 甲は、本公債の発行代理人および支払代理人（発行要項第●項に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める業務規程（以下「振替機関の業務規程」という。）に定義される発行代理人および支払代理人をいう。）として乙を選任するとともに、本公債に係わる事務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（発行代理人事務）

第7条 甲は、本公債の発行代理人事務として、次に定める事務を乙に委託し、乙は振替機関の業務規程その他振替機関が定める規則等（以下振替機関の業務規程と合わせて「振替機関の業務規程等」と総称する。）に従い当該事務を取り扱う。

- (1) 振替機関に対する銘柄情報の通知
- (2) 振替機関に対する本公債の発行要項の送付
- (3) 甲が定める元利金支払に関する手数料（以下「元利金支払手数料」という。）の料率

の振替機関への通知

- (4) 振替機関から受信する新規記録情報の確認および承認
- (5) 本公債の払込金の受領および振替機関に対する資金振替済通知の送信
- (6) その他、振替機関の業務規程等において定められる発行代理人事務

2. 乙は、前項第 5 号に定める払込金の受領後、振替機関からの新規記録済通知を確認のうえ、払込金を甲に交付する。

(支払代理人事務)

第8条 甲は、本公債の支払代理人事務として、次に定める事務を乙に委託し、乙は振替機関の業務規程等に従い当該事務を取り扱う。

- (1) 振替機関に対する本公債の一通貨あたりの利子額の通知
- (2) 本公債の銘柄情報に変更がある場合の振替機関への通知
- (3) 振替機関との間の元利金請求データの確認および振替機関に対する元利金請求内容承認可否通知の送信
- (4) 発行要項第9項に定める元金の償還および発行要項第10項に定める利息支払における元利金の分配事務
- (5) 元利金支払手数料の直接口座管理機関（振替機関の業務規程に定義される直接口座管理機関をいう。）への分配事務
- (6) その他、振替機関の業務規程等において定められる支払代理人事務

(その他の事務の委託)

第9条 甲は、前 2 条の事務のほか、本公債に関する事務のうち、次に定める事務を乙に委託する。

- (1) 公債原簿の作成および管理
- (2) 租税特別措置法にもとづく利子所得税の納付
- (3) 第 12 条に定める買入消却に係る事務
- (4) その他甲と乙とが協議のうえ必要と認められる事務

(元利金の分配事務)

第10条 第 8 条第 4 号に定める元利金分配事務については、甲および乙は次の各号の定めるところに従い当該事務を取り扱う。

- (1) 甲は、支払期日の●銀行営業日前までに本公債の元利金支払に要する資金（以下「支払基金」という。）を乙に交付する。
- (2) 乙は、支払期日に、振替機関、口座管理機関または本公債の債権者から受領した元利金請求に関する情報にもとづき、本公債が機関関与銘柄（振替機関の業務規程に定義される機関関与銘柄をいう。）となった場合には機関加入者（振替機関の業務規程に定義される機関加入者をいう。）に対して、また、本公債が機関非関与銘柄（振替機関の業務規程に定義される機関非関与銘柄をいう。）となった場合には当該請求を行った口座管理機関または各債権者に対して、支払基金の分配を行う。ただし、乙の責任は、かかる支払基金の乙が直接支払うべき相手方への交付により消滅する。

(元利金支払手数料の分配事務)

第11条 甲は、本公債の元利金支払手数料として、本条第 3 号に定める金額を、本公債の債権者に対して本公債の元利金の支払を行った者に対して支払うものとし、第 8 条第 5 号に定める乙が行うその分配事務については、次の各号による。

- (1) 甲は、前条第 1 号に定める日までに、当該支払期日に行われる元利金支払に係る元利金支払手数料（以下「元利金支払手数料支払基金」という。）を乙に交付する。
- (2) 乙は、元利金支払手数料支払基金を、振替機関の業務規程等にもとづいて、本公債の債権者に対して本公債の元利金の支払を行った者に分配する。ただし、乙の責任

は、かかる手数料の直接口座管理機関に対する交付により消滅する。

(3) 本公債の元利金支払手数料は以下の通りとする。

元金支払の場合 支払元金金額の 10,000 分の●●●●●

利金支払の場合 支払利金の対象となる元金金額の 10,000 分の●●●●●

ただし、いずれも消費税および地方消費税別の料率であり、これに賦課される消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」と総称する。）は甲の負担とし、上記手数料とともに支払う。

(買入消却事務)

第12条 甲が本公債の全部または一部を買入消却するときは、あらかじめ乙に書面にて通知する。

2. 乙は、振替機関から受領する買入消却に関する通知および前項に定める甲からの通知を確認のうえ、買入消却された本公債の合計額を本公債の総額から減額することにより、買入消却実施後の本公債の総額を確定し、その旨の書面を甲に交付する。

第3章 その他の特約

(乙の責任)

第13条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本契約に定める事務の取扱を行う。

2. 天災等不可抗力により本契約に定める事務の遂行に支障を生ずる事故等が生じた場合、乙は、その事故等により生ずる甲の損害についてその責めを負わない。
3. 社債等振替制度に関する振替機関のシステム、日本銀行金融ネットワークシステム等の決済システム等の不具合により、直接口座管理機関に対する元利金支払手続および元利金支払手数料の分配事務に支障をきたした場合、乙はこれに起因する損害についてその責めを負わない。

(元利金返済の請求)

第14条 甲は、発行要項第9項に定める元金の償還および発行要項第10項に定める利息支払について、乙からの請求により実行する。

(受託手数料)

第15条 甲は、本公債の募集の受託手数料として●●●円を第4条に定める日に乙に支払う。

2. 前項に定める手数料に賦課される消費税等は、甲が負担するものとする。

(費用)

第16条 本公債の公債原簿の調製費および償還に関する公告費用は、甲の負担とする。

2. 振替機関が定める本公債の新規記録に関する費用は、甲の負担とする。甲はこれを第4条に定める日に乙に納付し、乙は振替機関が定める日に振替機関に納付する。

(契約の変更)

第17条 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたとき又はこの契約に定めがないものについては、法令に別段の定めがあるものを除き、そのつど甲および乙はこれに関する協定をする。

(その他)

第18条 本公債についての取扱は、前各条のほか、法令に別段の定めがあるものを除き、地方財政法の定めるところによる。

上記契約の証として本契約証書原本2通を作成し、甲および乙の各代表者がそれぞれこれに記名捺印したうえ、各々その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

三重県津市広明町13番地

三 重 県

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

乙

三重県令和5年度第2回公募公債（グリーンボンド）
募集委託契約証書

三重県（以下「甲」という。）は、三重県議会の議決にもとづいて、三重県令和5年度第2回公募公債（グリーンボンド）総額●億円（以下「本公債」という。）を発行し、株式会社●●銀行（以下「乙」という。）に本公債の募集および本公債に係わる事務の取扱を委託することにつき、甲乙間に本契約を締結する。

第1章 募集の委託

（募集の委託）

第1条 甲は、一般行政経費に充当するため、令和●年●月●日に本契約証書末尾添付の発行要項（以下「発行要項」という。）により本公債を発行し、乙はその総額の募集の委託を受ける。

（募集の受託会社の権限）

第2条 乙は、本公債の債権者のために本公債の弁済を受け、または債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上もしくは裁判外の行為をなす権限を有する。

（引受並びに募集の取扱い）

第3条 本公債の引受け並びに募集の取扱いは、発行要項第●項の引受並びに募集取扱会社において共同してこれを行うものとし、その引受並びに募集の取扱方法、引受料等は、その他は別にこれを定める。

（払込金の交付）

第4条 乙は、令和●年●月●日に本公債の払込金を甲に交付する。

（債権者への通知公告）

第5条 本公債に関し債権者に通知する場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除いては、官報及び三重県公報にこれを掲載することにより公告する。

第2章 公債にかかる事務の委託

（事務の委託）

第6条 甲は、本公債の発行代理人および支払代理人（発行要項第●項に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める業務規程（以下「振替機関の業務規程」という。）に定義される発行代理人および支払代理人をいう。）として乙を選任するとともに、本公債に係わる事務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（発行代理人事務）

第7条 甲は、本公債の発行代理人事務として、次に定める事務を乙に委託し、乙は振替機関の業務規程その他振替機関が定める規則等（以下振替機関の業務規程と合わせて「振替機関の業務規程等」と総称する。）に従い当該事務を取り扱う。

- (1) 振替機関に対する銘柄情報の通知
- (2) 振替機関に対する本公債の発行要項の送付
- (3) 甲が定める元利金支払に関する手数料（以下「元利金支払手数料」という。）の料率の振替機関への通知

- (4) 振替機関から受信する新規記録情報の確認および承認
 - (5) 本公債の払込金の受領および振替機関に対する資金振替済通知の送信
 - (6) その他、振替機関の業務規程等において定められる発行代理人事務
2. 乙は、前項第 5 号に定める払込金の受領後、振替機関からの新規記録済通知を確認のうえ、払込金を甲に交付する。

(支払代理人事務)

第8条 甲は、本公債の支払代理人事務として、次に定める事務を乙に委託し、乙は振替機関の業務規程等に従い当該事務を取り扱う。

- (1) 振替機関に対する本公債の一通貨あたりの利子額の通知
- (2) 本公債の銘柄情報に変更がある場合の振替機関への通知
- (3) 振替機関との間の元利金請求データの確認および振替機関に対する元利金請求内容承認可否通知の送信
- (4) 発行要項第9項に定める元金の償還および発行要項第10項に定める利息支払における元利金の分配事務
- (5) 元利金支払手数料の直接口座管理機関（振替機関の業務規程に定義される直接口座管理機関をいう。）への分配事務
- (6) その他、振替機関の業務規程等において定められる支払代理人事務

(その他の事務の委託)

第9条 甲は、前 2 条の事務のほか、本公債に関する事務のうち、次に定める事務を乙に委託する。

- (1) 公債原簿の作成および管理
- (2) 租税特別措置法にもとづく利子所得税の納付
- (3) 第 12 条に定める買入消却に係る事務
- (4) その他甲と乙とが協議のうえ必要と認められる事務

(元利金の分配事務)

第10条 第 8 条第 4 号に定める元利金分配事務については、甲および乙は次の各号の定めるところに従い当該事務を取り扱う。

- (1) 甲は、支払期日の●銀行営業日前までに本公債の元利金支払に要する資金（以下「支払基金」という。）を乙に交付する。
- (2) 乙は、支払期日に、振替機関、口座管理機関または本公債の債権者から受領した元利金請求に関する情報にもとづき、本公債が機構関与銘柄（振替機関の業務規程に定義される機構関与銘柄をいう。）となった場合には機構加入者（振替機関の業務規程に定義される機構加入者をいう。）に対して、また、本公債が機構非関与銘柄（振替機関の業務規程に定義される機構非関与銘柄をいう。）となった場合には当該請求を行った口座管理機関または各債権者に対して、支払基金の分配を行う。ただし、乙の責任は、かかる支払基金の乙が直接支払うべき相手方への交付により消滅する。

(元利金支払手数料の分配事務)

第11条 甲は、本公債の元利金支払手数料として、本条第 3 号に定める金額を、本公債の債権者に対して本公債の元利金の支払を行った者に対して支払うものとし、第 8 条第 5 号に定める乙が行うその分配事務については、次の各号による。

- (1) 甲は、前条第 1 号に定める日までに、当該支払期日に行われる元利金支払に係る元利金支払手数料（以下「元利金支払手数料支払基金」という。）を乙に交付する。
- (2) 乙は、元利金支払手数料支払基金を、振替機関の業務規程等にもとづいて、本公債の債権者に対して本公債の元利金の支払を行った者に分配する。ただし、乙の責任は、かかる手数料の直接口座管理機関に対する交付により消滅する。

(3) 本公債の元利金支払手数料は以下の通りとする。

元金支払の場合 支払元金金額の 10,000 分の●●●●●

利金支払の場合 支払利金の対象となる元金金額の 10,000 分の●●●●●

ただし、いずれも消費税および地方消費税別の料率であり、これに賦課される消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」と総称する。）は甲の負担とし、上記手数料とともに支払う。

(買入消却事務)

第12条 甲が本公債の全部または一部を買入消却するときは、あらかじめ乙に書面にて通知する。

2. 乙は、振替機関から受領する買入消却に関する通知および前項に定める甲からの通知を確認のうえ、買入消却された本公債の合計額を本公債の総額から減額することにより、買入消却実施後の本公債の総額を確定し、その旨の書面を甲に交付する。

第3章 その他の特約

(乙の責任)

第13条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本契約に定める事務の取扱を行う。

2. 天災等不可抗力により本契約に定める事務の遂行に支障を生ずる事故等が生じた場合、乙は、その事故等により生ずる甲の損害についてその責めを負わない。
3. 社債等振替制度に関する振替機関のシステム、日本銀行金融ネットワークシステム等の決済システム等の不具合により、直接口座管理機関に対する元利金支払手続および元利金支払手数料の分配事務に支障をきたした場合は、乙はこれに起因する損害についてその責めを負わない。

(元利金返済の請求)

第14条 甲は、発行要項第9項に定める元金の償還および発行要項第10項に定める利息支払について、乙からの請求により実行する。

(受託手数料)

第15条 甲は、本公債の募集の受託手数料として●●●●円を第4条に定める日に乙に支払う。

2. 前項に定める手数料に賦課される消費税等は、甲が負担するものとする。

(費用)

第16条 本公債の公債原簿の調製費および償還に関する公告費用は、甲の負担とする。

2. 振替機関が定める本公債の新規記録に関する費用は、甲の負担とする。甲はこれを第4条に定める日に乙に納付し、乙は振替機関が定める日に振替機関に納付する。

(契約の変更)

第17条 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたとき又はこの契約に定めがないものについては、法令に別段の定めがあるものを除き、そのつど甲および乙はこれに関する協定をする。

(その他)

第18条 本公債についての取扱は、前各条のほか、法令に別段の定めがあるものを除き、地方財政法の定めるところによる。

上記契約の証として本契約証書原本2通を作成し、甲および乙の各代表者がそれぞれこれに記名捺印したうえ、各々その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

三重県津市広明町13番地

三 重 県

三重県知事 一見勝之

乙